

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

## 目次

担当課（室）

### 【規則】

- 建築士法施行細則の一部を改正する規則
- 岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

（以上県例規集登載）

### 【告示】

- 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請
- 漁業災害補償法の規定による同意の成立
- 岡山県収入証紙売りさばき人の指定の取消し

### 【公告】

- 県営土地改良事業変更計画の縦覧
- 公共測量の終了
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- ”
- ”

### 【人事委員会】

- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

建築指導課

”

環境管理課

水産課

会計課

耕地課

監理課

建築指導課

”

”

人事委員会

### 【選挙管理委員会】

- 不在者投票を行うことができる施設の指
- 定の一部改正

（県例規集登載）

### 【公安委員会】

- 岡山県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則
- 岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（以上県例規集登載）

### 【正誤】

- 岡山県行政組織規則の一部を改正する規則の正誤

（県例規集登載）

選挙管理委員会

警察本部会計課

交通企画課

総務学事課

◎岡山県規則第一号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年岡山県規則第三号）の一部を次のように改正する。  
第二条第三項中「、上半身」を削る。

附 則

この規則は、令和五年二月二十八日から施行する。

◎岡山県規則第二号

岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

岡山県建築基準法施行細則（昭和四十八年岡山県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「、法第五十五条第三項各号」を「、法第五十五条第三項若しくは第四項各号」に改め、同項第四号中「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第四項各号」に改める。

第十二条の二第一項各号列記以外の部分中「第四十四条第一項第三号」の下に「、法第五十二条第六項第三号」を加え、同条第三項の表中「がけ」を「崖」に、「勾配」を「勾配」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

# 令和5年2月17日 岡山県公報 第12473号

## ◎岡山県告示第七十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
名 称 アサヒグループ食品株式会社  
住 所 東京都渋谷区恵比寿南2-4-1  
氏 名 代表取締役社長 川原 浩
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 アサヒグループ食品株式会社岡山工場第2プラント  
所在地 岡山県浅口郡里庄町里見2751-1

# 令和5年2月17日 岡山県公報 第12473号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		廃 止		廃 止		廃 止	
種	類	3-ホ 水産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 56)		2-ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 57)		3-ホ 水産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 1)		3-ホ 水産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 24)		3-ホ 水産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 26)	
能	力	400 L / 回		同左		310 L / 回		1,200 L / 回		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		-		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		-		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		-		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		連続16時間		連続24時間		連続16時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	通常
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	8	12	4	6	8	12	3	4.5	4	6
	p H	5.0~8.0	5.0~8.0	同左		同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	4,000	6,000								
	C O D (mg/L)	1,300	2,000								
	S S (mg/L)	550	900								
	油 分 (mg/L)	70	120								
	T-N (mg/L)	600	800								
	T-P (mg/L)	100	150								
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	-	-								

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和5年2月17日 岡山県公報 第12473号

区	分	廃止		変更前		変更後	
種	類	2-ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 55)		3-ホ 水産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 9)		同左	
能	力	400 L / 回		600 L / 回		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続16時間		同左		連続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	4	6	5	8.5	12	19
	p H	5.0~8.0	5.0~8.0	同左		同左	
	B O D (mg/L)	4,000	6,000				
	C O D (mg/L)	1,300	2,000				
	S S (mg/L)	550	900				
	油 分 (mg/L)	70	120				
	T-N (mg/L)	600	800				
	T-P (mg/L)	100	150				
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	-	-				

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。  
 (4) 汚水等の処理施設に関する事項  
 変更なし

# 令和5年2月17日 岡山県公報 第12473号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 14		No. 15	
	新 設		新 設	
区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
水 量 (m <sup>3</sup> /日)	0	0	同左	
p H	-			
B O D (mg/L)	-	-		
C O D (mg/L)	-	-		
S S (mg/L)	-	-		
油 分 (mg/L)	-	-		
T - N (mg/L)	-	-		
T - P (mg/L)	-	-		
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	-	-		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和5年2月17日から同年3月10日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び里庄町役場

◎岡山県告示第七十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により、次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和五年二月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 区域 大島美の浜漁業協同組合の地区
- 二 区分 小型定置網漁業を営む漁業

◎岡山県告示第七十四号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十三条の規定により、令和五年二月四日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

令和五年二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一勝田郡勝央町平二二九一	所在地	売りさばき人
植月 三男	の名称及び代表者の氏名	
勝田郡勝央町平二二九一		売りさばき場所

# 令和5年2月17日 岡山県公報 第12473号

〔六五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、  
県営土地改良事業（集落基盤整備 赤磐地区 斗有水路）計画を変更したので、関係書  
類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し  
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和五年二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（集落基盤整備 赤磐地区 斗有水路）変更計画書

二 縦覧の期間

令和五年二月十七日から同年三月十日まで

三 縦覧の場所

赤磐市役所

令和5年2月17日 岡山県公報 第12473号

〔六六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市真備町市場 地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和五年一月二十三日	終了年月日

令和5年2月17日 岡山県公報 第12473号

〔六七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年二月十七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市東阿曾字九反ヶ坪一九二八―一二二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市門田一三七五ハイツ・ミキ一〇一号室

熊谷 昌二

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十二月十六日岡山県指令建指第三六九号

# 令和5年2月17日 岡山県公報 第12473号

〔六八〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年二月十七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市窪木字西ノ鼻八八一一九、八八一―一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区芳賀五一―一―二八 A二〇三

柴田 大介

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十二月十六日岡山県指令建指第三六六号

# 令和5年2月17日 岡山県公報 第12473号

〔六九〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年二月十七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市東阿曾字東後田一四九四―一、一四九四―一一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市西中新田五〇―一二グランメゾン渡辺B二〇三

秋山 卓矢

秋山 愛子

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十二月十二日岡山県指令建指第三六二号

◎岡山県人事委員会規則第三号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和五年二月十七日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

の一部分を次のように改正する。  
第十三条第一項第一号中「百分の百二十五以上百分の二百十」を「百分の百二十以上

百分の二百」に、「百分の百五十一以上百分の二百五十」を「百分の百四十六以上百分の二百四十」に改め、同項第二号中「百分の百十三・五以上百分の百二十五」を「百分の百八・五以上百分の百二十」に、「百分の百三十六・五以上百分の百五十一」を「百分の百三十一・五以上百分の百四十六」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の百二十」を「百分の九十七」に、「百分の百二十二」を「百分の百十七」に改める。

第十三条の二第一項各号中「百分の五十」を「百分の四十七・五」に、「百分の六十」を「百分の五十七・五」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

令和5年2月17日 岡山県公報 第12473号

◎岡山県選管告示第五号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、令和五年二月九日から適用する。  
令和五年二月十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕一

表老人ホームの項中

特別養護老人ホーム玉野山田荘	玉野市山田三二七五	を
岡山県西部地区養護老人ホーム組合敬愛園	笠岡市神島外浦一―一	
特別養護老人ホーム玉野山田荘	玉野市山田三二七五	に改める。

# 令和5年2月17日 岡山県公報 第12473号

## ◎岡山県公安委員会規則第二号

岡山県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和五年二月十七日

岡山県公安委員会

岡山県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

岡山県警察国有物品管理規則（昭和三十九年岡山県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

様式第四号中「単 位」を「数 量」を「単 位」  
に、「備 考」を「摘 要」に、「,」を「、」に改める。  
様式第五号中「単 位」を「数 量」に、「数 量」を「単 位」  
に、「備 考」を「摘 要」に

上記のとおり、供用物品を交付するから受領されたい。

年 月 日

岡山県警察本部長

物品供用員

殿

上記のとおり、供用物品を交付するから受領されたい。

年 月 日

物品供用員

殿

岡山県警察本部長

「,」を「、」に改める。  
様式第六号及び様式第七号を次のように改める。

# 令和5年2月17日 岡山県公報 第12473号

様式第6号（第11条関係）

第 号					年 月 日				
供 用 物 品 受 領 書									
分 類 I			分 類 II			細 分 類			
品 目		規 格		数 量		単 位		摘 要	
上記の供用物品を受領しました。									
					年 月 日				
物 品 出 納 員									
物 品 供 用 員									
					殿				
					物 品 供 用 員				



令和5年2月17日 岡山県公報 第12473号

に、  
様式第九号を次のように改める。  
様式第九号を次のように改める。

# 令和5年2月17日 岡山県公報 第12473号

様式第9号 (第14条関係)

第 号					年 月 日				
返 納 物 品 受 領 書									
分 類 I			分 類 II			細 分 類			
品 目		規 格		数 量		単 位		摘 要	
物品 供用 簿登 記済		上記の返納物品を受領しました。							
		年 月 日							
		物品 供 用 員							
		殿							
		物品 出 納 員							
		⑩							



令和5年2月17日 岡山県公報 第12473号

岡山県警察本部長

物品供用員

殿

を

上記物品を

から直接受領されたい。

年 月 日

物品供用員

殿

に、

岡山県警察本部長

「」を「」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県警察国有物品管理規則に定める様式による用紙は、  
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県公安委員会規則第三号

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年二月十七日

岡山県公安委員会

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十八年岡山県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表中四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項を三の項とし、一の項の次に次の一項を加える。

二 安全運転管理者等の講習に関する規程（昭和四十七年岡山県公安委員会規程第三号）	第十二条	安全運転管理者又は副安全運転管理者に対する講習の受講の申請
--	------	-------------------------------

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

〔三〕平成二十二年三月三十日付け（号外）公布岡山県行政組織規則の一部を改正する規則（岡山県規則第二十七号）に誤りがあった。

三十六・二	頁・行
産指導第二班	誤
産地指導第二班	正